

新規入会された会員の皆さま

講師紹介事業のあらましについて

23年4月

日本労働ペンクラブ（以下「労ペン」という。）は、40周年の記念行事の一つとして講師紹介事業を実施することとしました。

この事業は、会員の有する労働問題に関する知識、知見等を広く社会に還元し貢献しようとするもので、会員に対し、その得意分野について、各種団体等からの依頼に応じて講師を務めていただくものです。

この事業を実施するためには、各種団体等から講師の要請があった場合に、会員がその要請に応じ、指定の場所に赴いて講義を行うこととなりますから、あらかじめ各会員の得意とする分野を登録しておくことが不可欠となります。

この登録は、もちろん自由参加ではありますが、会員の皆様は、それぞれ労働問題に高い見識をお持ちの方ですので、その見識を社会に還元していただくことは、労使を始め、社会一般の方々の労働問題に関する関心を高めることにつながり、ひいては労ペンの評価も引き上げることが期待できることから、是非、ご参加をいただければありがたいと願っています。

なお、本事業を円滑に遂行するには、できるだけ多数の登録者を確保することが望ましいことから、複数の分野への登録は大いに歓迎するところです。

については、希望する分野について、下記に連絡をお願いします。

また、本件事業についてのご質問、ご意見があれば、下記までお問合せください。

【連絡方法】

労ペンHPでの問い合わせ、または、同送メールでの返送。事務所にFAXか郵便でご連絡ください。

別紙

日本労働ペンクラブ講師紹介事業講師登録について

1 事業の実施方法

会員の皆様におかれては下記の分野にご登録の上、本事業にご参加をいただきたいと願っています。

- ① 雇用・賃金の状況や雇用・賃金の慣行について
- ② 最近の働き方の多様化（副業、兼業、テレワーク、フリーランス等）について
- ③ 労働者の意識（学生の職業選択や労働者の転職についての意識等を含む）の変化について
- ④ 労働組合の役割や労使関係について
- ⑤ 労働運動の歴史や現状（春闘等を含む）について
- ⑥ 労働法について（労働関係法規全般を対象とするが、登録する場合は、対応可能な分野に限ることも可）。
- ⑦ 非正規労働者問題（短時間・有期雇用労働法を含む）について
- ⑧ 労働者派遣問題（労働者派遣法を含む）について
- ⑨ 同一労働同一賃金（均等・均衡待遇を含む）について
- ⑩ 外国人労働者問題（外国人技能実習制度の問題を含む）について
- ⑪ ジェンダー（女性活躍推進法を含む）について
- ⑫ 各種ハラスメントについて
- ⑬ 日本社会における格差・貧困問題について
- ⑭ 能力開発・人材育成について
- ⑮ 人事評価と処遇について
- ⑯ ILOの活動やILO条約について
- ⑰ 国際労働運動について
- ⑱ 諸外国の労働社会情勢について
- ⑲ 職場の安全衛生、安全配慮義務について
- ⑳ その他上記に準ずるものについて

2 対象となる講師紹介先

本件事業は、労働ペンクラブの社会貢献事業として行うものであること、また、企業等から報酬を得て講師を務めている会員も少なくないとみられることから、講師の紹介は、原則として非営利の団体等（学校、地域団体、有志の勉強会等。以下「利用者」という。）とします。この判断は、講師紹介の要望が

あった際に、事務局において要望の趣旨を踏まえて、紹介の可否を判断することとします。

3 講師紹介の流れ

(1) 当クラブのホームページその他の媒体等により、本件事業を知り、講師の紹介を受けようとする利用者は、事務局に対し、希望する分野を指定して、講師の紹介を申し込む。

この場合において、紹介対象分野は、次のような形で提示する。

- ・新たに職業に就くに当たって留意すべきこと（労働市場や賃金の状況、労働基準法等基本的な労働法規等）
- ・雇用情勢の現状と今後の展望
- ・労働法規の概要（特に関心の深い分野についての要望があればその分野）
- ・働き方改革（非正規労働、同一労働同一賃金、均等・均衡待遇等）
- ・労働者派遣
- ・外国人労働
- ・能力開発・人材育成、人事評価等
- ・ジェンダー（女性活躍推進法を含む）
- ・職場のハラスメント
- ・国際労働（諸外国の労働情勢、労働運動、ILO条約等）
- ・労働組合、春闘等労働運動（歴史、現状等）
- ・その他労働に関すること

(2) 事務局は、利用者から申込みのあった分野について、登録者の中から適任と判断される者を選び、その者に対し申込みの受諾の可否を確認する。

(3) (2)の確認の結果、同意を得られた場合は、事務局は、利用者に対し、講師候補者を紹介し、以後の交渉は両当事者に任せる。

(4) 講師候補者は、利用者との話合いの結果を事務局に報告する（話合いが成立した場合はその内容。講師料金等の条件についても報告する）。

(5) 事務局は、講師候補者と利用者との間の話合いが不調に終わった旨の報告を受けた場合で、必要と認めたときは、更に別の登録者に対し(2)の要請を行う。

4 講師料等

講師料等については、利用者及び講師受諾者（当事者）間の話合いで決めることとし、事務局は関与しないこととしますが、下記の点にご注意ください。

すなわち、労働ペンクラブとしては、本件事業を社会貢献活動の一環と位置付けており、そうした事業の性格に鑑み、交通費、資料代等の実費を除き、無

料とすることが望ましいものと考えています。また、当事者間の話合いの結果、有料とすることになった場合でも、その金額は1万円以内とするようお願いいたします。当事者間の話合いの結果、講師料等をそれ以上の金額とする場合には、社会貢献事業としての本事業の性格と異なるものと判断し、原則として本件事業としては扱わないこととします。

5 その他

その他、本事業についてのご質問、ご意見等があれば、お聞かせください。

以上

既存会員への通知

40周年記念行事の一環として講師紹介事業を実施することになり、先日、会員の皆様方に下記の担当分野についての登録をお願いし、その結果、多くの会員の方から積極的な登録をいただいたところです。各項目の登録人数は、下記のとおりです。

- ① 雇用・賃金の状況や雇用・賃金の慣行について 6名
- ② 最近の働き方の多様化（副業、兼業、テレワーク、フリーランス等）について 3名
- ③ 労働者の意識（学生の職業選択や労働者の転職についての意識等を含む）の変化について 2名
- ④ 労働組合の役割や労使関係について 6名
- ⑤ 労働運動の歴史や現状（春闘等を含む）について 2名
- ⑥ 労働法について（労働関係法規全般を対象とするが、登録する場合は、対応可能な分野に限ることも可） 7名
- ⑦ 非正規労働者問題（短時間・有期雇用労働法を含む）について 4名
- ⑧ 労働者派遣問題（労働者派遣法を含む）について 3名
- ⑨ 同一労働同一賃金（均等・均衡待遇を含む）について 7名
- ⑩ 外国人労働者問題（外国人技能実習制度の問題を含む）について 1名
- ⑪ ジェンダー（女性活躍推進法を含む）について 0名
- ⑫ 各種ハラスメントについて 3名
- ⑬ 日本社会における格差・貧困問題について 1名
- ⑭ 能力開発・人材育成について 3名
- ⑮ 人事評価と処遇について 7名
- ⑯ ILOの活動やILO条約について 0名
- ⑰ 国際労働運動について 1名
- ⑱ 諸外国の労働社会情勢について 1名
- ⑲ その他上記に準ずるものについて 10名

登録状況は上記のとおりとなり、当初計画した分野のうち、⑪及び⑯については残念ながら登録がありませんでした。登録者がいない分野については事業の実施ができないため、講師紹介事業の対象から外さざるを得ないこととなりますが、いずれの分野も大変重要で、講師の要請も期待できることから、本事業の充実を図るためにも、できれば講師の登録を得たいと考えています。

そこで、会員の皆様におかれては、登録のない分野又は登録者の少ない分野について登録が可能かどうか再度ご検討いただき、可能である場合はご連絡いただくようお願いいたします。なお、既に複数の登録者を得ている分野であっても、追加登録されることは歓迎いたしますし、登録の変更も可能ですので、必要のある方はご連絡ください。

連絡先

連絡期間 令和3年●月●日